



読谷村告示第 73 号

読谷村税条例（昭和 47 年読谷村条例第 35 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成 28 年 4 月 14 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める日まで延長する。

平成 28 年 5 月 12 日

読谷村長 石嶺 傳實



指定地域	熊本県
------	-----